

疋田教諭分限免職処分取消を求める請願署名

請願の趣旨

1, 質の高い教育活動をしていた疋田教諭を「教育公務員として不適格」とする処分の不当性を訴えます。

東京都小平市で公立中学の理科の教師をしていた疋田哲也教諭は、生徒と向き合い質の高い教育活動を実践してきました。実験を多数取り入れた理科の授業、部活動、生徒指導、行事指導、地域での教育活動への参加等、教育活動に熱心に取り組み、多くの生徒から慕われ、支持されていました。しかし、新しく赴任してきた校長のもとで学校運営が強引に変質させられ、次々と他の教員が攻撃され他校へ異動させられた末、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で、疋田教諭は教育現場から引き離され、研修措置を受け、その研修中の2004年2月23日、突然、「教育公務員として不適格」という項目で「分限免職」されました。「処分理由」は虚偽の内容の羅列でした。

2, 東京都人事委員会での審理の不正さ - 今度こそ、公正な裁決を求めます。

2004年11月に東京都人事委員会に処分取消を申し立て、審理されましたが、はじめに示された虚偽だらけの「処分理由」からはじまり、人事委員会での審議過程における相手側の示す論点の質の低さ、一方的かつ間違いだらけの裁決内容に、こんな形では決して公正な裁定など行われないと、本人・支援者一同、憤慨している中、今年2007年1月に請求は棄却され、これを不服として今年2007年7月に東京地方裁判所に提訴しました。今度の裁判では是非、公正な裁決を願っています。

3, 教育の質を落とす教員管理の横行の停止を求めます。

子どもの成長を保障する質の高い教育の実現のために、教師が子どもと向き合って教育活動ができる教育実践の自由が必要です。力量ある教員を、強引な理由づけで「不適格」と裁定し、「分限免職」で簡単に解雇できるようになれば、今、公立学校で展開されている教員の教育活動への締め付けが、ますますエスカレートするのではないかと危惧しています。子どもたちに、本当に子どもの成長を願い、その願いに対応できる質の高い教育を保障するためには、このような不当な教員管理の展開を食い止めなければなりません。

疋田教諭に対する「分限免職処分」は、処分自体が不当なうえに、さらに、「改正」教育職員免許法によって、教員免許剥奪という二重の誤った措置を生み出してしまいます。

「分限処分」は本来慎重になされるべきものです。ところが東京都教育委員会は、疋田教諭という力量ある教員を、強引な理由づけで「不適格」と裁定し、「分限免職」で簡単に解雇してしまいました。「分限免職」処分の乱用や悪用は、労働争議の権利を奪われている公務員にとって、その労働権（基本的人権）を侵害する不当労働行為です。

疋田教諭は現在、私立学校で問題なく教壇に立っているにも関わらず、「教職に必要な適格性を欠く」とする不当な分限免職処分を受けたため、係争中ではあっても、2007年7月に改正、2008年4月1日施行の「改正」教育職員免許法によって、来年度から教員免許を失ってしまいます。教育職員免許法では、「分限免職処分を受けた者の免許状の扱い」として「教員が実務成績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失う」という文言があるからです。

以上の理由から、私たちは疋田教諭分限免職処分取消を求めるこの裁判において、東京都教育委員会の疋田教諭に対する分限免職処分の問題点が徹底的に調査・審議され、その不当性を明らかにし、処分取消を命ずる裁定をしてくださることを求めます。

請願の項目

東京都教育委員会の疋田教諭に対する分限免職処分の問題点を徹底的に調査・審議し、処分が不当であることを確認し、処分取消を命ずる裁決を出してください。 私は、上記の項目を請願いたします。

取扱い団体 「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」

事務局 〒194-0298東京都町田市相原町4342 法政大学社会学部 荒井容子方